

令和5年第4回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和5年4月28日（金）9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番 | 池田良枝 | 出席 |
| 2番 | 中田美穂 | 出席 |
| 3番 | 小城和之 | 出席 |
| 4番 | 市川洋 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 総務学事課 | 重安千陽 |
| | 横峰路子 |
| | 錦戸宏泰 |
| | 大庭史善 |
| | 岡村篤子 |
| 生涯学習課長 | 川村恭彦 |
| 生涯学習課 | 新畑房枝 |
| | 武田宜裕 |

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和5年第4回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を4月28日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第8号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第2「議案第8号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、地方青少年問題協議会法第3条及び大竹市附属機関設置に関する条例第3条の規定に基づき、大竹市青少年問題協議会委員を委嘱するものです。

この度、大竹市青少年問題協議会委員に委嘱する方は、十亀琢磨様、應本哲夫様、倉田公陽様です。十亀様は、大竹市立中学校長であり、役職交代に伴い、

前任の渡部智子様になり後任の者として会長本人から就任の承諾をいただいたため、新たに委嘱をするものです。應本様は、広島県立大竹高等学校長であり、役職交代に伴い、前任の増田隆様に代わり後任の者として校長から推薦をいただき、本人から就任の承諾をいただいたため、新たに委嘱をするものです。最後に、倉田様は大竹警察署長であり、役職交代に伴い、前任の秋本慎二様に代わり、後任の者として署長本人から就任の承諾をいただいたため、新たに委嘱をするものです。なお、任期については、大竹市附属機関設置に関する条例第6条に基づき、前任者の残任期間とすることになっているため令和5年5月1日から令和5年6月30日までとなります。

小西教育長 青少年問題協議会委員の委嘱について、質疑はありませんか。
委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第9号 大竹市社会教育委員の委嘱について

小西教育長 日程第3「議案第9号 大竹市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。
事務局 この度、大竹市社会教育委員に委嘱をする方は、小田大介様と應本哲夫様です。小田様は、大竹市立中学校長会長であり、役職交代に伴い、前任の渡部智子様になり後任の者として会長本人から就任の承諾をいただいたため、新たに委嘱をするものです。應本様は、広島県立大竹高等学校長であり、役職交代に伴い、前任の増田隆様に代わり後任の者として校長から推薦をいただき、本人から就任の承諾をいただいたため、新たに委嘱をするものです。任期については、大竹市社会教育委員条例第4条第1項に基づき、前任者の残任期間とすることになっているため令和5年5月1日から令和5年5月31日までとなります。
小西教育長 大竹市社会教育委員の委嘱について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第10号 大竹市奨学金貸付審議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第4「報告第10号 大竹市奨学金貸付審議会委員の委嘱について」を

議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和5年4月1日付けで、大竹市奨学金貸付審議会を構成する委員に職務者の交代があったので新たに委嘱する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものです。

構成委員である大竹市中学校長会長であった玖波中学校長渡部智子氏が令和5年3月末をもって退職され、令和5年4月1日付けで新たに大竹市中学校長会長として小田大介氏が「玖波中学校長」に就任されました。また、増田隆大竹高等学校長が令和5年3月末をもって退職され、令和5年4月1日付けで新たに應本哲夫氏が「大竹高等学校長」に就任されました。つきましては、令和5年4月3日付けで2名を本審議会委員に任命しましたので、この場において報告をするものです。

小西教育長 大竹市奨学金貸付審議会委員の委嘱についてこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 この大竹市奨学金貸付審議会委員については役職が中学校長会長、大竹高等学校長など役職名が委員の構成に書いてありますが、先ほど決議された、社会教育委員や青少年問題協議会委員については、「青少年問題に関する高い識見を有する者」という書き方をしてありました。「委嘱している委員に役職の交代があったので」という書き方で交代が行われているのですが、校長会の会長、副会長などと決められているのかどうか詳しく教えてください。

小西教育長 まず、青少年問題協議会委員から説明してください。

事務局 青少年問題協議会委員の選出について、会長、副会長などの定めはなく、中学校長会、大竹高等学校等の組織の長に委員の選出をお願いしております。この度、退職された委員がいらっしまったため、代わりの方の選出をお願いしましたところ、新たに推薦をいただきましたので任命するものです。社会教育委員の選出についても同様の整理で行っています。

池田委員 それであれば、団体の役職に交代があったのでという書き方で良いのではないですか。

事務局 今まで、中学校長会からは会長を委員に推薦されていたのですが、今回は、青少年問題協議会委員については副会長、社会教育委員は会長を委員として推薦されています。

補足説明します。それぞれの前委員に異動があったので、その後任ということで、同じ会から選出していただき、残任期間について、こちらに記載されている方に委員をお願いするものです。

池田委員 意味は分かりますが、ここに記載されている役職とは団体の役職ですか、それとも委員としての役職ですか。

事務局 こちらの役職とは、委員としての役職ではなく、校長会など所属している団体の役職です。

池田委員 奨学金貸付審議会委員の方は、校長先生になってもらうことが決まっているのに前の二つの委員についてはそれが決まっていません。役職の交代という書き方が分かりづらいので、団体の役職に交代があったため新たな推薦をしてい

ただいて、次の人に委嘱するという書き方のほうが、誤解がなくで良いのではないと思います。

事務局 今後の提案理由につきましては、気を付けて記載し、説明をさせていただきます。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第11号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第5「報告第11号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市給食センター設置条例第4条第3項の規定に基づく大竹市給食センター運営委員会委員について、令和5年3月31日の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したため報告するものです。

大竹市給食センター運営委員会につきましては、大竹市給食センター設置条例第4条第2項において、給食センターの運営に関する重要な事項について審議するとともに、当該審議に必要な調査及び研究を行うと規定しており、大竹市給食センター設置条例施行規則第7条に運営委員会の所掌事務として「学校給食費の額に関すること。」「学校給食に必要な食材を納入する業者の選定に関すること。」「学校給食の普及及び食育の推進に関すること。」について審議すると規定しており、年2回会議を開催し、ご審議いただいているところです。

この度、大竹市給食センター運営委員会委員に委嘱した方々は、大竹市給食センター設置条例施行規則第8条第1項に規定する委員のうち、(1)教育長、(2)給食対象校の校長、(4)大竹市学校保健会会長、(5)条例第4条第3項の要件に該当する者として教育委員会が認める者の9名の方々と、8名が再任、1名が新任です。

なお、同規則第8条第1項に規定する委員の(3)給食対象校の保護者代表につきましては、令和6年6月30日まで任期がありますので、この度の委嘱には該当していません。

また、この度、委嘱した委員の任期につきましては、同規則第8条第2項の規定により、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。原案のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第12号 大竹市就学指導委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第6「報告第12号 大竹市就学指導委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 任期を1年として令和4年4月1日に委嘱した大竹市就学指導委員会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものです。

就学指導委員会は、大竹市の附属機関に位置づけられており、委員の構成は、(1)学識経験者、(2)専門医、(3)福祉事務所長、(4)小中学校長、(5)小中学校特別支援学級担任等職員となっています。また、担任する事務は、(1)障害児の適正な就学を図るために必要な事項の調査審議、(2)特別支援学級入級対象児の適正な就学指導、(3)その他必要な事項となっています。

今回も前回同様16名の方に委嘱をしており、再任が10名で、新任が6名となっています。

「学識経験者」であった国村校長が3月末日をもって退職され、4月1日付けで下山校長に変更となっています。また、「小中学校長」であった渡部校長が、同じく3月末日をもって退職され、4月1日付けで小田校長に変更となっています。「小中学校特別支援学級担任等職員」も4名変更となっています。玖波小学校は特別支援教育コーディネーターの変更により林教諭から川本教諭に、小方小学校は異動により若林教諭から増井教諭に、玖波中学校も異動により山家教諭から松浦教諭に、小方中学校も同じく異動により松浦教諭から田中教諭に、それぞれ4月1日付けで変更しています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。原案のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第13号 大竹市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第7「報告第13号 大竹市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年4月1日に委嘱した、大竹市立小中学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、令和5年4月1日付けで委嘱をする必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものです。

大竹市立小中学校結核対策委員会は、大竹市附属機関設置に関する条例に定

められた附属機関であり、委員の構成は（１）広島県西部保健所所長、（２）専門医、（３）医師会を代表する者、（４）学校医を代表する者、（５）小中学校長を代表する者、（６）養護教諭を代表する者となっています。

また、担任する事務は、（１）結核に関する健康診断の実施状況及び結果の把握、（２）精密検査対象となる児童生徒の管理方針の検討、（３）患者発生時における関係機関との連携及び対策の検討、（４）学校の結核管理方針の検討となっています。

今回も前回同様９名の方に委嘱をしており、委員９名のうち、７名が再任、２名が新任となっています。「養護教諭を代表する者」として、小学校養護教諭代表が植田養護教諭から村田養護教諭に、中学校養護教諭代表が足立養護教諭から松前養護教諭に、それぞれ４月１日付けで変更となったことに伴い、新たに委嘱したものです。

小西教育長　　これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員　　養護教諭が新任ということで、先ほどのように養護教諭の中から推薦された人がなられているのだと思うのですが、校長先生が大竹小学校、大竹中学校。養護教諭も大竹小学校、大竹中学校からというのが気になります。できれば、大竹市内のいろいろな学校から代表の方が出ただけのほうがいいと思いますが、それはこちらではどうすることもできないのでしょうか。

事務局　　それは、各小中学校の養護教諭が集まった会がありますが、そちらの代表の方をお願いをしております。今回は、たまたまそれが大竹小学校、大竹中学校の養護教諭になっています。

池田委員　　わかりました。

小西教育長　　本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同　　異議なし。

小西教育長　　異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第14号 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会委員の委嘱について

小西教育長　　日程第8「報告14号 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局　　大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会を構成する委員に職務者の交代があったので新たに委嘱する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものです。

言語の通級とは、「話す・聞くなどの言語に関する部分で発達の遅れがある」方について、通常学級に在籍しながら言語に関する特別な指導を行うものです。その決定に当たっては、教育・医学・心理学等の観点から総合的かつ慎重に行う必要があるため、本委員会において、毎年1月から2月にかけて審議、答申を行っています。

現在の委員の委嘱期間は、令和5年1月1日から令和6年12月31日までです。その中で、構成委員である「設置校の担当教諭」に変更がありました。こ

れまで、特別支援教育コーディネーターである植岡教諭が委員をされていましたが、4月1日付けで通級指導教室（言語）担任である上田屋教諭に変更となりました。よって、同日付けで、上田屋教諭に本審議会委員を委嘱し、この場において報告をするものです。

任期は、前任者の残任期間である令和5年4月1日から令和6年12月31日までです。以上で報告を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 前任者は特別支援教育コーディネーターとして出ているという認識でよろしいですか。

事務局 そのとおりです。

小西教育長 他に質疑やご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第15号 大竹市教育長に対する事務委任等規則の一部改正について

小西教育長 日程第9「報告15号 大竹市教育長に対する事務委任等規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和5年4月1日付けで、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体が同法の適用対象となりました。

それに伴い、開示決定等の期限の設定、開示請求に係る手数料等の設定等について必要な事項を定めるため、令和5年4月1日付けで大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されるとともに、大竹市個人情報保護条例が廃止されました。

つきましては、本規則を改正する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 個人情報保護条例と個人情報の保護に関する法律施行条例の大きな違いを教えてください。

事務局 個人情報保護条例は、個人情報に関する基本的な事項から審査会の開催等に関する事項全てを規定していましたが、個人情報の保護に関する法律がこの度地方公共団体を適用の対象とすることになり、個人情報保護条例で規定していた基本的な事項を規定する必要がなくなったため、それを廃止して、新たに制定するものです。個人情報の保護に関する法律施行条例は、個人情報の保護に関する法律で賄えない部分を規定したのですが、当該条例は、開示情報等の期限の設定や手数料等の設定が規定されていないので、それらを規定するためのものとなっています。

小西教育長 これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和5年第4回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時12分】

.....